

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第9 経過措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号)別紙25の第7及び別添2の第2において適用することとしている廃止前の森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領(平成25年5月16日付け25林政経第108号林野庁長官通知)については、なおその効力を有する。</p>	<p>第9 経過措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号)別紙25の第7及び別紙2の第2において適用することとしている廃止前の森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領(平成25年5月16日付け25林政経第108号林野庁長官通知)については、なおその効力を有する。</p>
<p>別記</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金に係る費用対効果算定指針</p> <p>I 費用対効果分析の対象</p> <p>第1 費用対効果分析の対象事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1の評価方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Ⅲにより評価を行う事業</p>	<p>別記</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金に係る費用対効果算定指針</p> <p>I 費用対効果分析の対象</p> <p>第1 費用対効果分析の対象事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1の評価方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Ⅲにより評価を行う事業</p>

事業種目「特用林産物活用施設等整備」における特用林産物生産基盤整備のうち特用樹林造成、山菜・薬草等造成及び作業道等整備以外、事業種目「林業機械作業システム整備【造林保育型】」、事業種目「林業機械作業システム整備【素材生産型】」、事業種目「効率化施設整備」、事業種目「活動拠点施設整備」、事業種目「コンテナ苗生産基盤施設等整備」、事業種目「木材加工流通施設整備」、事業種目「森林バイオマス等活用施設整備」、事業種目「未利用間伐材等活用機材整備」、事業種目「木質バイオマス供給施設整備」、事業種目「木質バイオマスエネルギー利用施設整備」及び事業種目「木造公共施設整備」並びに沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別紙25の別添2の別記の事業種目「森林空間活用施設整備」（以下「生産関連施設等」という。）。

(3) (略)

3～5 (略)

Ⅲ 生産関連施設等における費用対効果分析

第3 各効果の算定方法

各効果の算定に当たっては、以下に示す算定方法で行うこととするが、算定式の係数については、公的機関等が公表し、確実に説明可能な数値を使うこととする。

事業種目「特用林産物活用施設等整備」における特用林産物生産基盤整備のうち特用樹林造成、山菜・薬草等造成及び作業道等整備以外、事業種目「林業機械作業システム整備【造林保育型】」、事業種目「林業機械作業システム整備【素材生産型】」、事業種目「効率化施設整備」、事業種目「活動拠点施設整備」、事業種目「コンテナ苗生産基盤施設等整備」、事業種目「木材加工流通施設整備」、事業種目「森林バイオマス等活用施設整備」、事業種目「未利用間伐材等活用機材整備」、事業種目「木質バイオマス供給施設整備」、事業種目「木質バイオマスエネルギー利用施設整備」及び事業種目「木造公共施設整備」並びに沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別紙25の別紙2の別記の事業種目「森林空間活用施設整備」（以下「生産関連施設等」という。）。

(3) (略)

3～5 (略)

Ⅲ 生産関連施設等における費用対効果分析

第3 各効果の算定方法

各効果の算定に当たっては、以下に示す算定方法で行うこととするが、算定式の係数については、公的機関等が公表し、確実に説明可能な数値を使うこととする。

1 (略)

2 経費節減効果

①～③ (略)

④ 造林経費節減効果

(ア) 効果の内容

- ・ 先進的な林業機械等を導入したことにより、造林事業において造林保育等の経費が節減される効果（効率化関連施設（造林））
- ・ G I S等の情報施設等を導入したことにより、造林事業において、調査・設計費等の経費が節減される効果（活動拠点関連施設）

(イ) ・ (ウ) (略)

⑤～⑧ (略)

3～13 (略)

1 (略)

2 経費節減効果

①～③ (略)

④ 造林経費節減効果

(ア) 効果の内容

- ・ 高性能林業機械等を導入したことにより、造林事業において造林保育等の経費が節減される効果（効率化関連施設（造林））
- ・ G I S等の情報施設等を導入したことにより、造林事業において、調査・設計費等の経費が節減される効果（活動拠点関連施設）

(イ) ・ (ウ) (略)

⑤～⑧ (略)

3～13 (略)

附 則

1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

2 この通知による改正前の林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。